

道路に接していない敷地での建築について

建築基準法（以下「法」という。）第43条の規定により、建築物の敷地は道路（法第42条に基づく道路以下「道路」という。）に2m以上接していなければ建築ができません。

道路に接していない敷地でも一定の条件を満たし、特定行政庁（世田谷区長）が交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないと認め認定又は許可されたものについては特例として建築することができます。

建築計画によっては、別途条件を付加する場合等がありますので、建築計画の際には事前にご相談ください。

●どのような条件を満たせばよいのか

世田谷区では、法第43条第2項第一号（認定）及び法第43条第2項第二号（許可）について基準を定めています（区ホームページ参照）。

世田谷区ホームページ 検索ワード

世田谷区ホームページ 検索ナンバー

二次元コード

世田谷区 建築 法43条

検索

世田谷区 3841

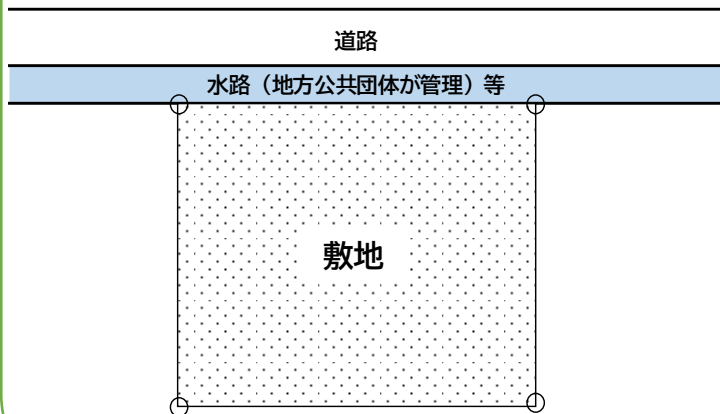
検索



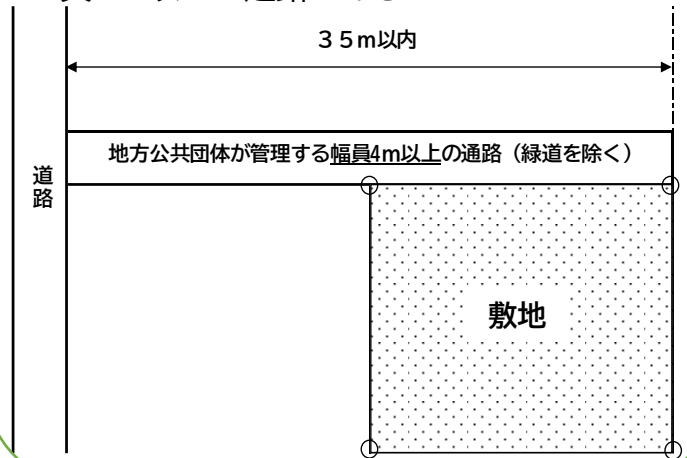
敷地や建築物等の条件については、建築調整課許可・認定担当までご相談ください。

以下に、敷地条件の基本的な内容をお示しします。

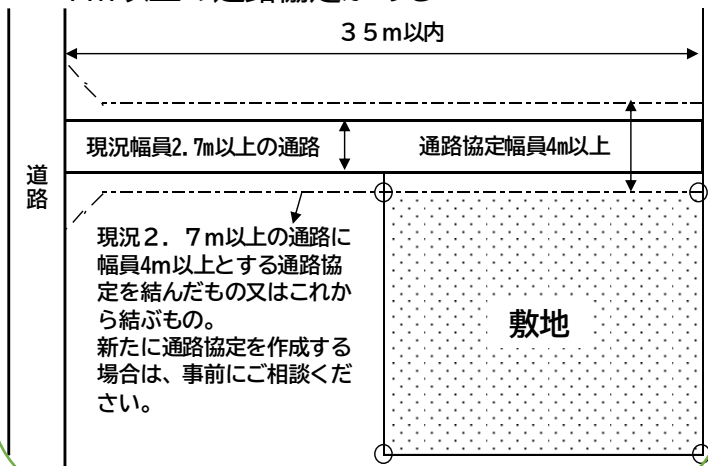
①道路と敷地の間に水路等がある



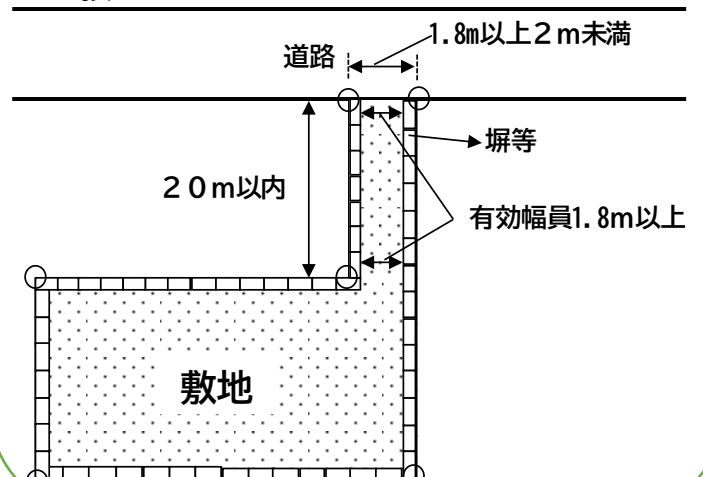
②道路ではないが地方公共団体が管理する幅員4m以上の通路がある



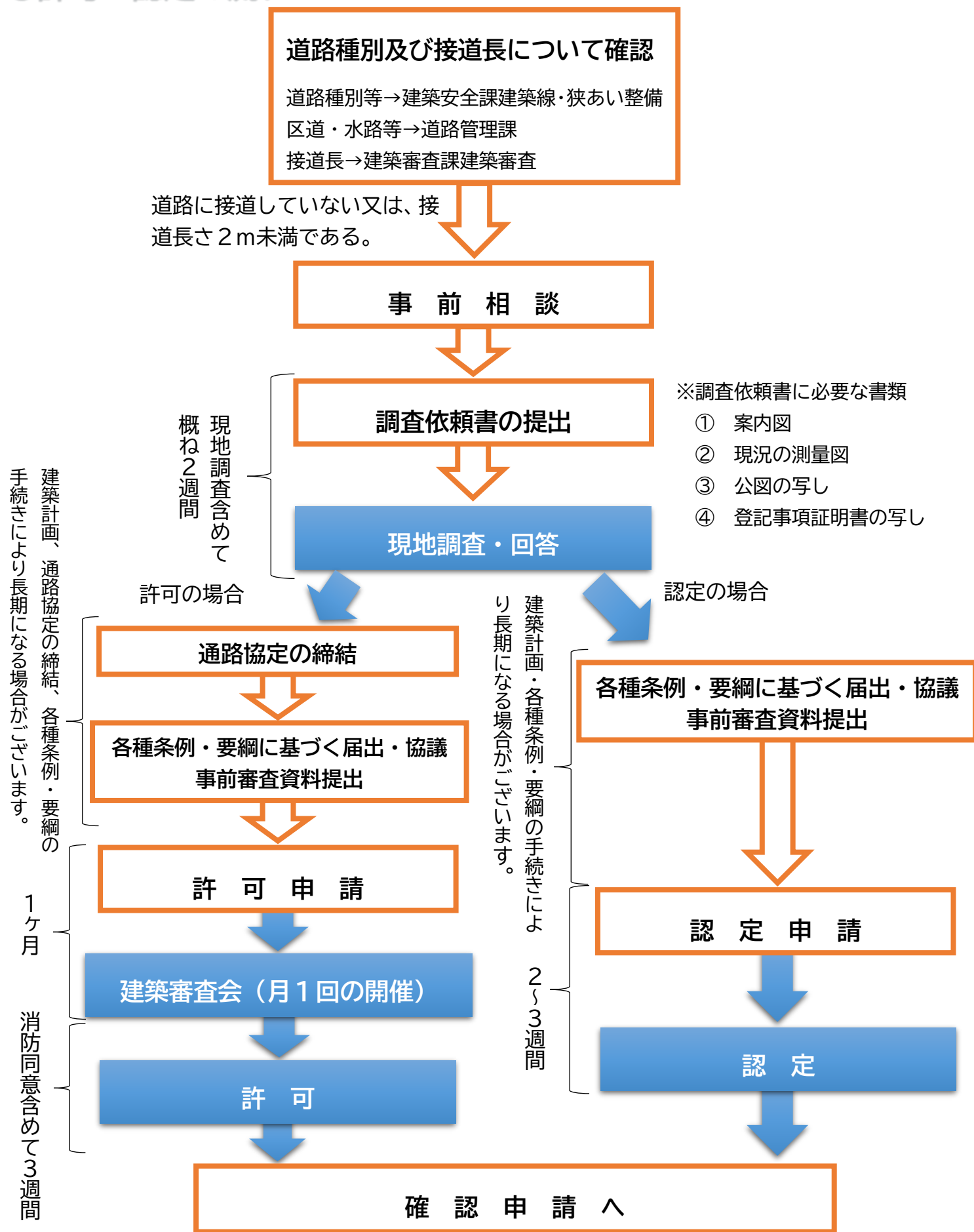
③現況幅員2.7m以上の通路があり、かつ幅員4m以上の通路協定がある



④有効幅員が1.8m以上2m未満で道路に接している



●許可・認定の流れ



※手続等に要する期間は目安です。